

聴覚障害者に

光警報設置を

団体役員 岩淵 紀雄
(東京都中野区 53歳)

私は聴覚障害者です。ホテルなど宿泊施設を利用しているときに一番困るのは、火災など非常事態の発生を知らせる非常ベルの音および館内アナウンスが聞こえないことです。非常ベルが聞こえず、逃げ遅れて焼死した人もいます。軽度の難聴も含めると日本には聴覚障害者が約600万人と推定されます。

消防法施行令では、公共施設などは自動火災警報器を設置しなければならぬと規定していますが、聴覚障害者には無意味です。補聴器を使っている難聴者も就寝中は外しているので、情報は入りません。

ちなみに米国ではADA(障害をもつ米国民法)で「ホテル、レストラン、映画館、スポーツ施設などの公共施設は、障害者も健全者も同じように利用できないければならぬ」と規定されています。営利目的の施設でも「客に障害があるから」という理由で、そのサービス・商品提供を拒否したり、提供の仕方を差別してはならない」のです。私も米国に行きホテルに宿泊した時、聴覚障害者用の非常ストロボなどを借りることができました。

日本も、障害者も利用する施設には「ストロボ(宿泊施設には更に振動で知らせるもの)を設置しなければならぬ」と義務づけてもらえないでしょうか。

朝日新聞 2001年(平成13年)12月27日(木)

聴覚障がいとは『見えない障がい』です。不便なこと、改善してほしいことなどを行政、議会、施設、交通機関などに要望していただければ嬉しいです。「動かないと何も変わらない」のです。詳しくは下記にお問い合わせください。

【情報提供】ベターコミュニケーション研究会、聴覚障がいに関わる総合情報誌「いくお〜る」編集部 URL: <http://www.bcs33.com> E-mail: equal@bcs33.com FAX: 03-3382-6565